

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	52	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定）」により、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定・整備されることされた。 ・帰還困難区域に設定される復興拠点については、市町村が復興拠点等を整備する計画を県と協議のうえで策定し、国の計画認定を受けることとされており、整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行い、整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除することとしている。また、拠点設定の際には、復興拠点等への立ち入り規制等について必要な見直しを行うとともに、復興拠点等において、事業者等が事業所の再開又は新設を伴う事業を実施できるよう、事業実施の要件の見直しを行うこととしている。 ・これらを踏まえ、現在、避難解除区域等（※）に適用されている税制上の特例（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の対象区域を、帰還困難区域内に設定される復興拠点等に拡大する必要がある。 <p>※ 避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>現在、避難解除区域等において、都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等（5,000万円特別控除等）の適用を受けるところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。</p> <p>また、当該特別控除等については、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前においても適用を受けるところ、同様に、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。</p> 		
関係条文	<p>○福島復興再生特別措置法第32条、都市計画法第11条第12項 ○租税特別措置法第33条の4、第65条の2、同施行規則第14条第5項第4号の9 ○地方税法附則第34条第1項、第4号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中） [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		

要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成 28 年 8 月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定）」において、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとした。 ・また、国道 6 号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととした。 ・整備にあたっては、除染とインフラ整備が一体的かつ効率的に行われる予定である。 ・これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興拠点等では避難指示解除を見据えたインフラ整備が行われ、一団地の整備の実施が見込まれる。 ・「避難解除区域等」では、一団地を整備するための特例措置が設けられているが、「帰還困難区域」は原則、立ち入りが制限されているため、課税の特例が適用されていない。 ・そこで、現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）を帰還困難区域に設定される復興拠点等へ拡大する必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	<p>政策体系における政策目的的位置付け</p>	<p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成 25 年 12 月閣議決定、平成 27 年 6 月改定） 2. 新たな生活の開始に向けた取り組みを拡充する。 (2) 復興拠点の整備 地元の各市町村は復興拠点の整備を計画している。市町村ごとに相違はあるものの、こうした町内の復興拠点は、おおむね、複数の施設・機能から構成され、新しいまちづくりにおける中核としての位置づけがなされている。こうした町内の復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年 5 月に施行された改正福島復興再生特別措置法において創設した復興再生加速化交付金（帰還環境整備交付金）による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策等を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援していく。</p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針（平成 28 年 3 月閣議決定） 2. 各分野における今後の取り組み (4) 原子力災害からの復興・再生 ④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化 (略) 市町村内外の復興拠点については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など、福島再生加速化交付金を始めとするさまざまな支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。 (以下略)</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>復興拠点等の整備等</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>
有効性	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>
	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>—</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、復興拠点等の整備等が促進される。</p>

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
相 當 性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	避難指示解除区域等においては、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」において租税特別措置が講じられているところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」が整備された件数：2か所（平成28年6月末現在）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備の早期着手が図られた。
前回要望時の達成目標	一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備の早期実現。（復興庁要望）
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備の早期実現に寄与している。（復興庁要望）
これまでの要望経緯	平成27年度 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設（復興庁要望）